

大阪市告示第1328号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月30日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                     | 年 月 日         | 供用時間             |
|-------------------------|---------------|------------------|
| 大阪市立長居プール<br>水泳場（屋内プール） | 令和8年10月13日（火） | 午前9時から<br>午後9時まで |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）